

ディスポーザ排水処理システム取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、野菜くず等を粉砕して公共下水道に排除する装置（ディスポーザ排水処理システム（以下、「システム」という。））を使用する場合について、入間市下水道条例施行規程（平成27年公企管規程第2号）第13条より、あらかじめ、市長の指示を受けなければならないため、構成及び設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(システムの構成)

第2条 システムは、生物処理タイプのもの機械処理タイプの2種類からなり、①生ごみを破砕する部位（ディスポーザ）、②破砕された生ごみを搬送する部位（排水配管部）、③破砕された生ごみを処理し、汚濁負荷を低減する部位（排水処理部）、の3つの部位で構成されているものとする。

(システムの設置基準)

第3条 設置するシステムは、公益社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）」に基づき同協会の製品認証を受けたものでなければならない。

2 前項において、既に当該システムに係る計画の確認及び工事の検査を受け設置したもの並びに平成26年3月31日までに当該システムに係る計画の確認がなされる場合においては、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律201号）第38条に基づき旧建設大臣の認定を受けたシステム又は社団法人日本下水道協会の定めた「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」に基づき、計画機関により適合評価を受けたもののうち、下水道管理者が機種承認したものはこの限りでない。

(関係書類の添付等)

第4条 申請者が、入間市下水道条例施行規程（平成27年公企管規程第2号）第5条第1項第2号により添付する必要な書類は、次に掲げるものとする。

(1) 一般事項に関する書類

- ア 製品認証書（写し）若しくは適合評価書（写し）又は認定書（写し）
- イ 維持管理事業者

(2) 仕様書

- ア ディスポーザ（製品カタログなど）
- イ 排水処理槽
- ウ 算定根拠

(3) 維持管理計画に関する書類

- ア 維持管理体制

イ 処理水質基準

ウ 点検項目（維持管理、清掃、汚泥処理、水質等）および頻度

(4) その他

ア 維持管理業務委託契約書（写し）又は維持管理業務委託契約確約書

イ 使用者承継確約書

ウ その他必要なもの

(注)

ア 「維持管理業務委託契約確約書」とは、申請の際に使用者が確定されていない場合に、使用者が確定したときは、改めて維持管理業務委託契約書（写し）を提出することを、申請者である建築物に係る開発事業者等が市長に確約するものである。

イ 「使用者承継確約書」とは、使用者がシステムを有する建築物の譲渡等を行う場合に、当該譲渡等を受けた使用者に対し、当該システムの適正な維持管理を行う地位を承継するものであること、およびこれに伴い、市長の指導の遵守が求められていることを当該譲渡等を受けた使用者に説明し、その理解を得るよう努力する旨を、申請者が市長に確約するものである。

附 則

この基準は平成25年9月1日から適用する。

この基準は平成27年4月1日から適用する。